

## 災害時における物資の供給等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害が発生又は発生のおそれがある場合に必要な食料・物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）千葉市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）千葉市域外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は救助の必要があるとき。

### （物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が指定するものが行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金等)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとし、乙からの請求後速やかにその代金を乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。ただし、通常の商品配送ルートにより物資を運搬する場合、その費用は、乙の負担とする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後、速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(その他)

第9条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(県との協議)

第10条 甲は、千葉県との連絡調整の下、乙への要請を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(失効)

第14条 甲乙間において平成27年12月1日付けで締結した「災害時における食料・物資の供給等に関する協定」については、この協定の締結をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 5年 9月 1日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 神谷 俊一 印

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号  
株式会社ローソン  
代表取締役 竹増 貞信 印



別紙第1号様式

物資発注書

令和 年 月 日

株式会社ローソン

代表取締役 殿

担当部署

リスク・情報セキュリティ統括部

千葉市長

災害時における物資の調達要請について

「災害時における物資の供給等に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第3条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日当たりの数量とする。

問い合わせ先  
千葉市 室 課  
電話 — —  
FAX — —  
担当

## 物資可能数量・措置の状況報告書

令和 年 月 日

千葉市長 様

株式会社ローソン

担当部署 リスク・情報セキュリティ統括部

「災害時における物資の供給等に関する協定書」（第4条）に基づき、当社の（物資可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

## 記

## 1 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり		おにぎり	
弁当		弁当	
パン		パン	
飲料水（お茶等）		缶詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水（お茶等）	
		その他	
下着類（ ） タオル（ ） 懐中電灯（ ） 乾電池（ ） 軍手（ ） ちり紙（ ） ろうそく（ ） ウエットティッシュ（ ） カセットボンベ（ ） ※その他 （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ）			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

## 2 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

- ① 千葉市災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で千葉市に引渡し。
- ③ その他（千葉市が指定する場所で引渡し等）  
搬入方法（陸路、空路、海路）

連絡責任者届

【千葉市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【株式会社ローソン】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：